

呉市教育委員会会議録  
(平成30年5月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
平成30年5月25日定例会

- 1 開催日時 平成30年5月25日(金) 13:30開会  
14:30閉会
- 2 開催場所 851会議室(呉市役所8階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸  
教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 舩尾慎  
委員 香川治子  
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡  
教育部参事 武林 信二  
教育部副部長 坂口 直美  
教育部参事補 中島 正雄  
教育部参事補 細本 裕一  
教育総務課長 大森 和雄  
学校施設課長 福田 伸雄  
学校教育課長 高橋 伸治  
学校安全課長 栩田 隆志  
文化振興課長 多田 博  
教育総務課課長補佐 大窪 敏幹  
学校施設課課長補佐 胡 一博
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
- (1) 会期決定について
  - (2) 前回会議の報告
  - (3) 報告第12号 平成30年度学校別児童、生徒数等について
  - (4) 報告第13号 日本遺産(鎮守府)の追加認定について
  - (5) 報告第14号 日本遺産(北前船)の追加認定について
  - (6) 教議第17号 臨時代理の承認について(物品の取得について(白岳小学校空調機器一式))
  - (7) 教議第18号 臨時代理の承認について(物品の取得について(横路小学校空調機器一式))
  - (8) 教議第19号 臨時代理の承認について(物品の取得について(昭和北小学校空調機器一式))
  - (9) 教議第20号 臨時代理の承認について(物品の取得について(三坂地小学校空調機器一式))

- 器一式) )
- (10) 教議第21号 臨時代理の承認について (物品の取得について (阿賀小学校空調機器一式) )
  - (11) 教議第22号 臨時代理の承認について (物品の取得について (昭和西小学校空調機器一式) )
  - (12) 教議第23号 臨時代理の承認について (物品の取得について (昭和中央小学校空調機器一式) )
  - (13) 報告第15号 広島県に対する提案事項について
  - (14) 報告第16号 第4次呉市長期総合計画後期基本計画 (平成28年度～平成32年度) の改定について

(13:30)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。  
日程第1の「会期決定について」を議題とします。  
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。  
よって会期は、本日1日と決定されました。  
本日の会議録署名委員は、香川委員・佐々木委員にお願いいたします。  
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成30年5月1日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6から日程第14については、議会に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

#### **報告第12号 平成30年度学校別児童、生徒数等について**

教 育 長 それでは、日程第3の報告第12号「平成30年度学校別児童、生徒数等について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第12号「平成30年度学校別児童・生徒数等について」を御説明いたします。

1ページを御覧ください。

平成30年5月1日現在の呉市立小・中学校の児童・生徒数及び各学校の学級数が確定しましたので、御報告します。

まず、児童、生徒数について御説明します。

2ページ、最も下の段の小学校の合計欄を御覧ください。真ん中やや右、児童、生徒数の合計の列の一番下の欄が小学校児童総数となります。小学校児童総数は10,435名で、前年度に比べ135名減少しております。

続いて3ページ、最も下の段にある中学校の合計欄を御覧ください。同様に、児童、生徒数の合計の列の一番下の欄が中学校生徒総数となります。中学校生徒総数は、5,091名で、前年度に比べ37名減少しております。

小学校、中学校ともに減少傾向が続いております。

特別支援学級に在籍している児童、生徒数については、2ページにお戻りください。先ほど御覧いただいた児童総数の左隣が特別支援学級に在籍する児童数の合計値です。小学校は278名で、前年度と比べ31名増加しています。

3ページ、同様に生徒総数左隣の合計欄を御覧ください。中学校は95名で、前年度に比べ16名減少しています。

次に、学級数についてです。1ページにお戻りください。

右側にあります編制学級数の表の中に網掛けがしてあり、「0.5」という数字が入っている学校がございます。

番号27番，下蒲刈小学校の欄を見ていただきますと，通常学級の1年から6年にそれぞれ「0.5」の数字が入っておりますが，これは1・2年，3・4年，5・6年がそれぞれ複式学級であることを意味し，2学年で1学級とカウントすることとなっております。現在，市内小・中学校で複式学級のある学校は，先ほど申しました下蒲刈小学校と蒲刈小学校となっております。

それでは，今年度の小・中学校の学級数について御説明します。

小学校の学級編制の基準については，1年生は35人，2年生については35人学級で編制できるよう県費の加配教員が措置されている状況で，3年生から6年生につきましては40人でございます。

2ページの右下を御覧ください。

小学校の学級総数は446学級で，前年度に比べ1学級増加しております。特別支援学級については，その1つ左の欄になります。今年度は77学級であり，前年度に比べ，8学級増加しています。小学校では，通常学級はさらに1つ左の欄に示す369学級であり，前年度に比べ，7学級減少しております。

3ページの右下を御覧ください。

中学校の学級総数は213学級，その1つ左の欄になります特別支援学級については43学級，さらにその1つ左の欄になります通常学級が170学級であり，いずれも昨年度からの増減はありません。

5月1日の児童，生徒数により，学級数は確定し，その学級数により教員定数が決定いたしました。

以上で，説明を終わります。

教 育 長 ただ今，事務局から日程第3の報告第12号「平成30年度学校別児童，生徒数等について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。

**報告第13号 日本遺産（鎮守府）の追加認定について**

**報告第14号 日本遺産（北前船）の追加認定について**

教 育 長 次に，日程第4の報告第13号「日本遺産（鎮守府）の追加認定について」及び，日程第5の報告第14号「日本遺産（北前船）の追加認定について」の議題については，関連した内容のため，2件を一括して事務局の説明を求めます。

多 田 課 長 それでは，報告第13号「日本遺産（鎮守府）の追加認定について」及び報告第14号「日本遺産（北前船）の追加認定について」は関連がございますので一括して説明させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず，報告第13号「日本遺産（鎮守府）の追加認定について」を御説明させていただきます。平成28年4月に旧軍港四市共同で既に日本遺産の認定を受けております「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の日本遺産ストーリーを構成する文化財の追加等につきまして，本年2月，文化庁に対し変更申請を行っていましたが，この度，文化庁から追加認定を受けましたので，御報告させていただきます。

くものでございます。

1の追加認定の内容についてでございますが、(1)呉市関係分で申し上げますと、1件の名称変更でございます。海上自衛隊呉地方総監部内でございます旧地下作戦室(旧呉鎮守府司令部地下壕)を呉鎮守府関連施設の一つとして構成文化財の要素に追加するものでございます。

また、(2)の四市関係分で申し上げますと、既に四市共通の構成文化財として認定を受けております「鎮守府のラッパ」につきまして、防衛省との協議の上、現在も自衛隊旗の掲揚と降下に合わせて、艦船上で当時の「ラッパ君が代」のメロディが演奏されていることから、文化財の名称を「ラッパ君が代」の曲名に変更するものでございます。

資料7から8ページに構成文化財の変更内容、写真を添付しております。

認定年月日につきましては、昨日になりますが、平成30年5月24日でございます。

続きまして、報告第14号「日本遺産(北前船)の追加認定について」を御説明させていただきますので、資料の9ページをお願いいたします。

追加認定に至る経緯でございますが、酒田市を代表市とする日本海沿岸の11市町におきましては、昨年4月、「北前寄港地・船主集落」のストーリーで文化庁から日本遺産の認定を受けております。

この度、呉市は、その他の北前船ゆかりの港町27自治体とともに、北前船寄港地として追加認定を目指し、本年2月に文化庁に対し変更申請しておりましたが、この度、追加認定を受けましたので、報告させていただくものでございます。

1の追加認定の内容についてでございますが、先ほど御説明いたしましたように、新たに27自治体が日本遺産北前船の構成自治体として追加されるものでございます。27の自治体につきましては、広島県で申し上げますと呉市と尾道市でございます。

2の呉市における該当地域でございますが、北前船の主要航路にも当たり、北前船とともに栄え、発展した港町である豊町御手洗地区としております。

3の呉市における日本遺産構成文化財といたしましては、北前船にゆかりのある構成文化財といたしまして、豊町御手洗伝統的建造物群保存地区の町並みや若胡子屋跡など5件でございます。

4の認定年月日は、先ほどの鎮守府の追加認定日と同じ、昨日5月24日でございます。

最後に、5の今後の対応についてでございますが、認定後は、横断幕・懸垂幕の設置や市政だより、ホームページ等による周知・PRを行うとともに、6月下旬に豊町御手洗地区での認定記念セレモニーを予定しております。

資料の10から13ページまでは構成自治体の位置図や、構成文化財一覧、写真などを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第13号「日本遺産(鎮守府)の追加認定について」及び、日程第5の報告第14号「日本遺産(北前船)の追加認定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお

願いたします。

船尾委員 北前船の追加認定の説明において、構成自治体と5つの文化財が出てきましたが、この関連がいまひとつ分からなかったため、もう一度説明をお願いします。

多田課長 それでは、資料の10ページをお願いします。まず、上段の図に示してあります11市町が、平成29年度に北前船寄港地・船主集落として文化庁から日本遺産の認定を受けております。北前船の西廻り航路は、日本海から瀬戸内海を通過して大阪まで至る経路となるのですが、これまでは東日本しか構成自治体がないということで、11市町においては、西日本まで広げることでストーリーを充実させ、広域的な発信をしていきたい思いを持たれておりました。そこで、この度、下段の図にありますが北前船にゆかりのある呉市を含めた27自治体が新たに構成自治体として追加申請を行い、認定を受けたものです。

それぞれの自治体におきましては、ゆかりのある建物等を構成文化財として登録していくこととなりますので、呉市においては、北前船にゆかりのある豊町の御手洗地区の文化財5件を、構成文化財として登録したものです。

ストーリーに合致する自治体が今回新たに認定されたわけですが、ストーリーに関連する様々な文化財等を登録し、PRをしながら、多くの方に訪れていただくような取組を進めていくこととなります。

船尾委員 よくわかりました。

香川委員 以前、建築指導会で重伝建の視察に行ったことがあるので、日本遺産の関連の視察もあれば良いと思ったのですが、そのようなことは可能でしょうか。

多田課長 ありがとうございます。御案内できる機会を設けさせていただきよう、検討させていただきます。また、来月下旬頃に、地元の御手洗地区で認定記念セレモニーを開催予定ですので、御案内させていただければと思います。

香川委員 もう一つ、昨秋に、宮原中学校校区の道徳の授業において、日本遺産を用いた授業がありました。どのような事をするのかなと思っておりましたが、子どもたちが冊子を作成し、最後は郷土愛へ集約された内容で、とても良かったと思います。

棚田課長 昨年度、宮原中学校区において公開授業した日本遺産を活用した道徳プログラムを、今年度は呉市立の全小・中学校で展開していこうとしております。昨年、宮原中学校で作成したものをベースにして展開する予定です。

小川部長 もう少し説明させてもらいますと、このプログラムは、小中一貫教育の視点も踏まえ、日本遺産の題材を使い、前期では資料を作成し、地域を知る、そして最終的には、地域に貢献できる子どもになろうという、9年間の一連の流れも踏まえた学習内容となっております。折角、宮原中学校で作成したプログラムですので、これを全市で展開し、実践することで、呉に愛着を持つ子どもを育てていきたいと取り組んでおります。

教育長 ほかに御発言はありますか。

佐々木委員 北前船ですが、例えば広の長浜地区も寄港地でした。石灰が全国的にも重宝され、大幅な売上げも占めていたと聞いています。また、綿花を利用した漁網も開発され、これが、北前船を利用して全国に広まったということです。残念ながら、広地区には記念になるような建物がないのですが、このような事例もあるということ、加味していただければと要望しておきます。

多田課長 申請には、一般に公開できる建物などが必要となってまいりますので、今回は主な寄港地として御手洗地区を申請しましたが、ガイド等と連携し、歴史ストーリーをしっかりと説明していこうと考えておりますので、その中で触れていくなど、呉の歴史を多くの方に伝えていければと考えております。

教育長 ほかに御発言はありますか。  
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。  
それでは、これより非公開の議題に入ります。

教議第17号	臨時代理の承認について（物品の取得について（白岳小学校空調機器一式））
教議第18号	臨時代理の承認について（物品の取得について（横路小学校空調機器一式））
教議第19号	臨時代理の承認について（物品の取得について（昭和北小学校空調機器一式））
教議第20号	臨時代理の承認について（物品の取得について（三坂地小学校空調機器一式））
教議第21号	臨時代理の承認について（物品の取得について（阿賀小学校空調機器一式））
教議第22号	臨時代理の承認について（物品の取得について（昭和西小学校空調機器一式））
教議第23号	臨時代理の承認について（物品の取得について（昭和中央小学校空調機器一式））

教育長 次に、日程第6の教議第17号「臨時代理の承認について（物品の取得について（白岳小学校空調機器一式））」から、日程第12の教議第23号「臨時代理の承認について（物品の取得について（昭和中央小学校空調機器一式））」までの議題については、関連した内容のため、7件を一括して事務局の説明を求めます。

福田課長 それでは、教議第17号「臨時代理の承認について（物品の取得について（白岳小学校空調機器一式））」から教議第23号「臨時代理の承認について（物品の取得について（昭和中央小学校空調機器一式））」までの7件を一括して御説明させていただきます。

資料の15ページをお開きください。

これから説明します7件につきましては、平成30年度中に全小学校36校の空調を整備するにあたり、白岳小学校外6校の空調機器一式の契約につきまして、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理しましたので、同条第2項により、本定例教育委員会で議案の承認を求めるものです。

まず、教議第17号の物品の取得につきましては、白岳小学校空調機器一式です。物品の取得内容につきましては、16ページをお開きください。購入金額は1,603万8,000円、納入期限は平成30年12月14日、購入の相手方は内外冷熱株式会社、購入方法は受注希望型指名競争入札です。

提案理由としましては、白岳小学校の普通教室に設置する空調機器を購入するため、呉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案件を提出するものです。

なお、引き続き説明します6件の物品の取得内容につきましては、重複箇所などの説明は、省略させていただきます。

続きまして、資料17ページから19ページにつきましては、後ほど説明させてい

ただきますので、21ページをお開きください。

教議第18号の物品の取得につきましては、横路小学校空調機器一式です。物品の取得内容につきましては、22ページをお開きください。購入金額は1,702万4,400円、納入期限は平成30年11月30日、購入の相手方は岡本電機株式会社呉営業所です。

続きまして、資料の23ページをお開きください。

教議第19号の物品の取得につきましては、昭和北小学校空調機器一式です。物品の取得内容につきましては、24ページをお開きください。購入金額は1,501万2,000円、納入期限は平成30年12月28日、購入の相手方は岡本電機株式会社呉営業所です。

続きまして、資料の25ページをお開きください。

教議第20号の物品の取得につきましては、三坂地小学校空調機器一式です。物品の取得内容につきましては、26ページをお開きください。購入金額は1,933万2,000円、納入期限は平成30年12月14日、購入の相手方は株式会社エイシンです。

続きまして、資料の27ページをお開きください。

教議第21号の物品の取得につきましては、阿賀小学校空調機器一式です。物品の取得内容につきましては、28ページをお開きください。購入金額2,620万8,000円、納入期限は平成30年11月30日、購入の相手方は広島電機器材株式会社です。

続きまして、資料の29ページをお開きください。

教議第22号の物品の取得につきましては、昭和西小学校空調機器一式です。物品の取得内容につきましては、30ページをお開きください。購入金額は1,905万1,200円、納入期限は平成30年12月28日、購入の相手方は東邦電気工事株式会社です。

続きまして、資料の31ページをお開きください。

教議第23号の物品の取得につきましては、昭和中央小学校空調機器一式です。物品の取得内容につきましては、32ページをお開きください。購入金額は2,747万5,200円、納入期限は平成30年12月28日、購入の相手方は東邦電気工事株式会社です。

次に、議案資料について御説明させていただきますので、資料の17ページをお開きください。議案資料につきましては、7件の議案が空調機器の物品の取得であるため、1つに集約させていただきました。

1の品名につきましては、先ほど説明させていただいたとおりです。

2の使用目的は、普通教室の空調機器として使用するためのもので、各学校の詳細につきましては、3の機器構成の表をご覧ください。

3の機器構成の表につきましては、左の欄から順に、方式、学校名、設置教室数、カッコ書きで平成30年5月1日現在の児童数、次に機器の内訳、一番右側の欄に、設置台数を記載しております。

まず、白岳小学校につきましては、電気方式を採用し、27教室、762人の児童に快適な学習環境を確保します。機器の構成につきましては、5馬力のパッケージ形、室外機を27台、天井吊型室内機を各教室に2台設置しますので計54台、最後に職員室に設置する集中コントローラーを1台設置するものです。集中コントローラーの役割ですが、全空調機の運転状況が画面表示で確認でき、各教室の運転

モードや温度設定が可能で、教室内の空調機をまとめてコントロールするものです。

横路小学校と昭和北小学校が電気方式、三坂地小学校から昭和中央小学校までがガス方式を採用しています。

各方式の採用につきましては、職員室や校長室、図書室等、現在使用している空調方式を採用したものです。

続きまして、18ページをお開きください。

設置イメージについて説明させていただきます。こちらのイメージですが、(1)が電気式パッケージ型、(2)がガス式マルチ型の構成をイメージした図となっております。大きな違いとしましては、電気式パッケージ型は、1教室ごとに室内機が2台、室外機が1台としたパッケージとなっております。

これに対してガス式マルチ型は、室内機は2台設置しますが、室外機は3から9教室を1台で稼働させます。

最後に19ページをお開きください。先ほど説明しました7校について、それぞれ入札年月日及び入札参加業者数を記載しています。

なお、現在、この7校を含め物品購入契約等を終えた学校から順次、工事の着手に向けて、学校と調整を行っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の教議第17号「臨時代理の承認について（物品の取得について（白岳小学校空調機器一式）」から、日程第12の教議第23号「臨時代理の承認について（物品の取得について（昭和中央小学校空調機器一式）」までの7件について説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 電気式とガス式の方式について、従来のものに合わせたということですが、それ以外の理由はありますか。

福 田 課 長 改めて別の方式を採用すると、操作等が混在し混乱することもあります。また、ガス式を電気式に変更した場合、変電の工事も必要となり、総合的に勘案し、現在使用している方式を採用したものでございます。

佐々木委員 ランニングコストで大きな違いが出ることはないのでしょうか。

福 田 課 長 通常、ガス式の方が安価であると言われておりますが、初期投資等を踏まえた上で、差はないものと考えております。

船 尾 委 員 納入期限が11月から12月となっておりますが、普通教室に設置するというところで、工事は休み期間にするのでしょうか。

福 田 課 長 全部で約430の教室に設置することになります。20数台設置するような大きな学校は、工事をこの夏休み期間に集中的に発注しております。他の学校につきましても、授業に支障がないよう、学校と協議をし、児童には必要最小限の影響で収まるよう計画を進める予定です。

船 尾 委 員 授業への影響、それから怪我のないよう、お願いします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本7件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本7件は原案どおり決めます。

### 報告第15号 広島県に対する提案事項について

教 育 長 次に、日程第13の報告第15号「広島県に対する提案事項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第15号「広島県に対する提案事項について」を御説明いたします。

資料の33ページを御覧ください。

平成31年度予算について、昨年度に引き続き広島県に対し、併設型中高一貫教育校を広島県立呉三津田高等学校に設置することを提案いたします。

上段の所にあります「現状及び課題」のとおり、呉市では「郷土を愛する心豊かでたくましい呉の子どもの育成」を目標に教育を進めております。少子高齢化が進む中、呉市では、若年層の定着をめざしたまちづくりに取り組んでいるところですが、小学校卒業時に一部、市外の中学校等への進学があり、多様なニーズに対応した教育が必要であると捉えております。

34ページを御覧ください。「提案の内容」といたしましては、呉三津田高校は、広島県教育委員会から指定を受け、総合的な学習の時間のパイロット校として実績を上げ、カリキュラム開発を行う県内のリーディング校であり、進学実績においても、難関国立大学・私立大学への高い合格率を誇る進学校であります。

このような実績をもつ高校に中等部を併設し、中高一貫教育校とすることで、全県から生徒が集まり、呉の教育のレベルアップになるとともに、呉市内の生徒や保護者の選択肢も増えると考えます。このように、多様な人材の確保と輩出は、呉の活力や魅力の向上につながると考え、中高一貫教育校の設置を提案するものであります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第13の報告第15号「広島県に対する提案事項について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 この提案は昨年からであります。呉三津田高校は県立であり、そこに中等部の設置を要望するということですが、呉市教育委員会がどのように関わっていくのか、また、なぜこのような提案をするのか教えていただきたいと思っております。

高 橋 課 長 設置者は県ですので、定員や通学区域を決めるのも県となります。しかし、呉市内にある学校ということで、呉市の中学生もたくさん通学する可能性もありますので、呉市の要望やお願い等、県と連携を図っていきたいと考えております。

また、呉の中等教育に選択肢が増えるということで、呉の教育のレベルアップを図ることにも繋がるということで、県へ要望していくものでございます。

船 尾 委 員 もう少し先の話かもしれませんが、呉市が提案し、関わっていくということであれば、現存する呉市内の中学校との結びつきも出る可能性があるということでしょうか。

- 高橋課長 呉市の中学校は、現在の学区制でそのまま維持されていきます。そこに新たに中高一貫教育校が設置されるということで、今の中学校との併合ということとはございません。
- 佐々木委員 新たに、中高一貫校をつくるということでしょうか。
- 高橋課長 はい、そのとおりで、呉三津田高校の中に、新たに中等部を設置要望するものです。
- 佐々木委員 この要望に反対というわけではございませんが、資料33ページに「若年層の定着をめざしたまちづくり」とあるのに対し、34ページには「全県から生徒が集まる」ということであり、どういうことなのか、また、「ふるさと呉を愛し、地域社会に貢献する児童生徒の育成を目指す」とありますが、これは小中一貫教育でのことなのか、中高一貫教育でのことなのか、どのような児童生徒の育成を目指すのか、もう少し説明をお願いします。
- 高橋課長 呉からの流出をとどめたいのと、新たに呉に人を集めたいという意味で、分けて記載しているものです。  
また、「ふるさと呉を愛し、地域社会に貢献する児童生徒の育成を目指す」とありますのは、呉市の教育として目指す方向性を記載しており、図の中では、小中一貫の箇所に記載をしております。
- 佐々木委員 地元からの流出を防ぎたいということであれば、全県から人を集めるということと矛盾することにはならないでしょうか。要するに、同じ位の成績であれば、地元優先にすべきではないかということですか。
- 小川部長 中等部を設置する時には、1学年何人というのは県が決定します。小学校を卒業し中学に入学する際、呉市では約4%、人数では70から80人程度が市外の学校へ入学している状況です。新たな中等部の定員を約200人と考えた場合、もし、これらの生徒が、呉市内にこのような中高一貫学校があれば入学したいと希望したとしても、定員まではまだ枠がありますので、市外からも希望して入学してもらえますので、その両面が考えられると思っております。  
それともう1点、高等学校での郷土を愛するという教育ですが、現在、呉三津田高校では、総合的な学習の時間の中で、社会探究プロジェクトという学習に取り組んでおられます。これは、呉市の生徒だけではなく、市外から通学している生徒も一緒に学習をする中で、呉にある学校の生徒として、地元にどのような課題があり、その課題にどのように取り組んでいけばよいかという、自分達で探求するものです。こうした学習を通じて、呉を知り、呉への愛着を深めていくことができます。小中学校でも取り組み、高等学校でもこのような学習をしていくことで、中・高の繋がりは十分可能であると考えております。
- 森尾委員 私学ではこのような中高一貫校はあるのですが、公立では実際に可能なのでしょうか。
- 小川部長 呉市は昨年度も県に対し、この提案をしておりますが、三次市も同じ提案をしております。最終的に三次市に中高一貫校を設置するというので、来年度からの設置に向けて準備をしているということですので、公立でも十分可能であると考えております。
- 高橋課長 昨年度、県に提案した際、基本的な姿勢は同じだと思いますが、様々な課題に対しては、知恵を出しあっていきましようという回答を受けております。

- 森尾委員 設置に係る費用は、県が負担するのですよね。呉市に負担があるようであれば、難しくなるのでないでしょうか。
- 小川部長 この提案を受けるかどうか最終的な判断は県になりますが、呉市として意志があるということを提案したいということです。
- 船尾委員 呉市外からも生徒に来てもらい、呉市外への流出も防ぐというメリットは理解できるのですが、最初の議題の児童生徒数の報告にもありましたが、中学の生徒数が減少している中で、学力がある生徒がたくさんこの学校に入学する可能性もあると思います。となると、小さな学校の単位では、更なる生徒数の減少が起こるといったマイナス面もあるように思います。
- 高橋課長 今の意見を踏まえながら、県と連携し、検討を進めていきます。呉市全体で見ると、進路の選択肢が広がり、児童生徒の学習意欲の向上にも繋がり、教育のレベルも上がるのではないかと考えております。
- 佐々木委員 中等部への入学時に入試を受けますが、高等部からの入学の受入れというのがあるのでしょうか。それとも、中等部の生徒がそのまま高等部に上がるのですか。
- 高橋課長 これも県が決めるものですが、例で申しますと、広島県立中高等学校では、中学校の定員が160名、それから高校時に80名募集し、定員240名といった状況もございます。
- 教育長 ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

<b>報告第16号 第4次呉市長期総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）の改定について</b>
---

- 教育長 次に、日程第14の報告第16号「第4次呉市長期総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）の改定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 大森課長 それでは、報告第16号「第4次呉市長期総合計画後期基本計画の改定について」御説明いたします。  
本件につきましては、4月定例教育委員会において改定案の御報告をさせていただいたものでございますが、教育分野の3つの基本政策「学校教育」、「社会教育」、「文化・スポーツ」のうち、「学校教育」につきまして、先に御報告させていただきました。広島県に対する提案「併設型中高一貫教育校の設置」を踏まえた修正を加えるため、あらためて御報告させていただくものでございます。  
それでは、修正点について御説明いたしますので、資料の35ページとA3見開きになっております37ページをお開きください。  
35ページは前回の報告時点と比較した新旧対照表を、37ページは修正箇所を赤書きした改訂版でございます。  
それでは、35ページの2の新旧対照表を御覧ください。  
左欄の「旧」と表記しておりますのが、前回御説明したもので、右欄の「新」と表記しておりますのが、今回、修正を加えたものでございます。

1の現状及び課題の(2)でございます。新たな表記では、これまでの小中9年間を見通した教育の推進に加えて、中高一貫教育に向けた取組みを見据えて、高等学校を含む12年間を見通した教育を進めていくことについての記述を加えております。

続きまして、2の政策の基本方針の(2)でございます。

先ほどの説明と同じ趣旨で、末尾の「義務教育の充実を図ります。」の前に「高等教育等につながる」を追記しております。

また、下から4行目の企業の後ろにカッコ書きで「製造業・小売業等」を挿入し、連携する企業がものづくり産業のみに止まらないことを明確化しております。

なお、前回報告させていただいた際に、船尾委員から御意見をいただきましたICTの注釈につきましては、用語解説欄に「ICTを活用した教育」として、記載させていただきました。

最後に、前回の御説明と重複いたしますが、本計画の改定につきましては、5月23日に開催された呉市総合計画審議会を経て、6月15日に議会に行政報告される予定となっております。

説明は以上です。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第14の報告第16号「第4次呉市長期総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）の改定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　ICTの注釈については分かりやすくなっております。どうもありがとうございます。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。  
（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。  
以上で定例会を閉会します。

（14：30）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 寺 本 有 伸 )

( 委 員 香 川 治 子 )

( 委 員 佐々木 元 )

(平成30年5月25日定例会)